

# 日本眼鏡関連団体協議会 会則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は世界的視野にたち、視生活の向上並びに業界の発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は次の名称を用いる。  
・正式名称：日本眼鏡関連団体協議会  
・略称：「日眼協」  
・英文名称：JAPAN OPHTHALMIC BUSINESS ASSOCIATION  
・英文略称：「JOBA」

(組織)

第3条 本会は日本全国眼鏡関連の小売、卸、輸出入、製造、その他本会の認める眼鏡業に関する団体を以って組織する。

(事務所所在地)

第4条 本会は、事務所を東京都内に置き、必要と決めたときは支部又は出張所を設けることができる。

## 第2章 事業

(事業)

第5条 本会は本会の目的を達成するため次の事業をおこなう。  
(1)生活者の視生活の向上を図るための研究、調査、情報の収集、提供、その他必要に応じた事業をおこなう。  
(2)生活者に対する啓発、宣伝、PRの活動並びにPL対策窓口業務等。  
(3)公正な取引に対する会員の倫理観の高揚並びに理解の周知徹底。  
(4)以上を遂行するための専門委員会を設置することができる。  
(5)その他必要な事項。

## 第3章 会員

(加入資格)

第6条 本会に加入する資格を有する会員は次の要件を備えるものとする。  
我国に於ける眼鏡事業に関連する団体を以って構成する。  
2. 本会に賛助会員を置くことができる。  
賛助会員は本会の主旨に賛同し、本会に善意を以って支援する団体並びに法人又は個人であること。

(加入方法)

第7条 加入資格を有する団体は、本会の承認を得て加入することができる。  
2. 本会は加入の申込があったときは、幹事会に諮り、その諾否を決する。  
賛助会員も同様とする。

(会費並びに加入金)

第8条 本会に加入を認められた会員は、遅滞なく、第15条の規定による会費の払込をしなければならない。  
2. 前項の賛助会員からは、賛助金を徴収することができる。  
賛助会員の賛助金額は、毎年通常総会に於いて定める。

3. 前2項の徴収した会費並びに賛助金は、いかなる場合にも返還しない。

(脱会)

第9条 会員はあらかじめ本会に通知した上で、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

2. 前項の通知は、事業年度末から90日前までに、その旨を記載した書面を以って届けなければならない。

(除名)

第10条 本会は次の各項の1に該当することができる。

- (1)本会の事業の利用につき不正の行為があったとき。
- (2)本会の事業を妨げようとする行為のあったとき。
- (3)本会の会則若しくは規則に違反し、その他本会の信用を失わせるような行為のあったとき。

(変更の届出)

第11条 会員は次の各項の1に該当するときは、1ヶ月以内に本会に届出するものとする。

- (1)名称、所在地及び代表者の住所・氏名の変更をしたとき。

## 第4章 会費

(会費1口の金額)

第12条 会費1口の金額は、毎年事業年度の初め、総会に於いて決定する。

(会費の口数)

第13条 会費の口数は、会員の所属する団体により大別する。

(会費の振込)

第14条 会費の振込みは、每期7月の末日を納期限とする。

(使用料及び手数料)

第15条 本会はその行う事業について使用料又は手数料等の料金を徴収することができる。

2. 前項の使用料又は手数料等の額はその都度、幹事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本会は会員に経費を賦課することができる。

その徴収額及び時期、方法その他必要な事項は幹事会に於いて定める。

## 第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の数及び職務)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1)本会の役員名称を幹事、会計幹事、監査とする。
  - (2)幹事は、会費1口あたり2名以内とする。
  - (3)幹事のうち、1名を代表幹事、3名以内を副代表幹事とする。
  - (4)代表幹事は幹事1名を別に指名することができる。
  - (5)幹事のうち、会計幹事2名以内を幹事会において選出する。
  - (6)監査は2名以内とする。
2. 代表幹事は会則に定める職務を行う。  
副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、予め代表幹事が定めた順位により、これを代行する。

(役員を選任)

第18条 役員を選出は、総会に於いて行う。

(役員任期)

第19条 本会の役員任期は、次の通りとする。

幹事 2年 監査 2年

2. 役員の交替があったときはその役員の残存期間とする。

(役員の報酬)

第20条 役員に対する報酬は、総会の決定を以って定めることができる。

(顧問及び相談役)

第21条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

顧問、相談役は学識経験のある者、又は本会に功労のある者の中から代表幹事が幹事会の承認をえて委嘱する。

(職員)

第22条 本会に職員を置くことができる。

## 第6章 会議

(種類)

第23条 本会の会議は総会、正副代表幹事会、幹事会とする。

(総会)

第24条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会は会員を以って構成する。
3. 通常総会は毎事業年度終了後、3ヶ月以内に代表幹事が招集する。
4. 臨時総会は代表幹事が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上の要請があったとき代表幹事が招集する。
5. 総会の招集は開催日の10日前迄に会議の日時、場所及び目的たる事項を記載して会員に通知するものとする。
6. 次に掲げる事項は総会の議決を得るものとする。
  - (1)会則の変更
  - (2)幹事、監査の選任及び解任
  - (3)事業報告及び収支決算の承認
  - (4)事業計画及び収支予算の決定
  - (5)重要なる財産の処分
  - (6)会員の除名
  - (7)解散
  - (8)その他会則で定められたもの
7. 総会の決議は、会員の過半数が出席し(委任状を含む)その過半数により決し、可否同数の場合は議長が決する。総会の議決権は会費1口を1議決権とする。
8. 総会の議長は、総会毎に出席した会員のうちから選出する。
9. 総会の議事録は、議長が作成し、出席会員中より2名の署名者を指名し、これに当たるものとする。
10. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1)開催の日時、場所
  - (2)会員数(委任状を含む)及び出席者数
  - (3)議事要項
  - (4)議案別の議決の結果(可決・否決の別)

(正副代表幹事会、幹事会)

第25条 正副代表幹事会、幹事会は代表幹事が招集する。

2. 代表幹事に事故があるときは、第17条第2項に定められた順序により副代表幹事が招集する。
3. 3分の1以上の正副代表幹事、幹事は必要があると認められたときは、いつでも代表幹事に対し、それぞれの正副代表幹事会、幹事会を招集すべきことを請求することができる。

4. 正副代表幹事会、幹事会の招集は、開催日の7日前迄に日時場所及び会議の目的たる事項を、副代表幹事、幹事に通知するものとする。  
但し正副代表幹事、幹事全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。
5. 正副代表幹事会、幹事会は代表幹事が議長となる。
6. 正副代表幹事会、幹事会は、止むを得ない理由があるときは、返信日時を明記の上、会議の目的たる事項別に書面によって正副代表幹事、幹事の意見を求めることができる。
7. 幹事会はこの会則で定めているものの他、総会に提出する議案及び本会の業務の執行に関する事項を協議する。
8. その他の事項は第29条を準備する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は1年とし、会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月末日に終了するものとする。

(保管・管理)

第27条 本会の必要なる経費は会員より徴収し、会計幹事はこれを管理する。

(会計報告義務)

第28条 代表幹事は会計年度毎に予算を作成し、会計年度経過後、速やかに収支決算書を作成し、監査の意見を付して総会に報告しなければならない。

## 第8章 雑 則

(定めなき事項の取扱)

第29条 この会則に定めるものの他、本会の運営について、必要な事項は幹事会に諮って定めることができる。

(会則の実施日)

第30条 この会則は1996年9月19日より実施する。  
2. 1998年11月に一部改定(第17条1項(3))